

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

奈良労働局長登録教習機関
公益社団法人 奈良県労働基準協会

●特定化学物質（塩素・硫酸・塩ビ・クロム・フッ化水素・臭化メチル……労安法施行令別表第3）、四アルキル鉛等による身体の異常・中毒・各種疾病の発生や職場内外におよぼす環境汚染は、全国民の関心事であります。これら等の物質を取扱う作業には、作業主任者を選任しなければなりません。この技能講習を下記により開催致します。

1 講習日程 【講習内容・会場等の問合せは、奈良県労働基準協会へ（0742-36-2040）】

第1日目	平成30年 6月14日(木)	学科	8:30~17:00	・特化物による障害及び四アルキル鉛の病理、症状とその予防・応急処置 ・労働環境の改善方法 ・保護具 ・関係法令 (修了試験)
第2日目	平成30年 6月15日(金)	学科	9:00~17:00	

※受講日の天気について、午前7時に奈良県内(地域を問わず)で警報がでたときは、講習を中止します。

2 講習概要

会場	奈良県電気工事工業協同組合 奥の建物 奈良市三条松町29番3号 電話・Fax 0742-85-1813(基準協会)			近鉄新大宮駅下車・JR奈良駅西口下車 徒歩15分 奈良交通北添川バス停下車 徒歩5分
定員	50名 (先着順 受講者15人以下の場合は実施いたしません)			
申込方法	申込書(様式1号)に所要の事項を記入・押印し、写真・住所等の判るものを添付のうえ、受講料・テキスト代を添えて申し込みのこと。持参又は郵送可。電話でのご予約はできません。			
	・申込書郵送の場合の、受講料・テキスト代は振込及び現金書留にて受付けます。 ・振込みの場合、領収証は発行いたしません。必要な場合は申し添えてください。 ・申込書及び受講料確認後に受講票を送付します。			
	【申込先】	公益社団法人 奈良県労働基準協会 〒630-8113 奈良市法蓮町163-1 電話 0742-36-2040		
	【振込口座】	南都銀行 大宮支店 普通 322116 公益社団法人 奈良県労働基準協会		
【受講取消】	申込み後の変更・取消しは講習日3日前(土・日・祝日を除く)までに連絡して下さい。以後の変更・取消し及び不参加の場合受講料等の返却はいたしません。			
持参するもの	受講票、筆記用具(鉛筆等)、ノート			

3 受講料

単位：円

	受講料	テキスト代等	計
(公社)奈良県労働基準協会 会員	13,650	1,600	15,250
会員外	13,650	1,940	15,590